

第2章 行政機構

1 総論

平成19年度の定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素で効率的な政府の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、従来にも増して厳選した要求が行われた。特に、定員については、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）等を踏まえ、地方支分部局の業務及びIT化に係る業務についての見直しに積極的に取り組むとともに、行政需要の変化に対応した定員の再配置を進めつつ、純減を確保することとされた。

独立行政法人のうち、平成19年度に実施する組織・業務の見直しに係る措置が決定されている法人については、当該措置を確実に要求・要望に反映することとされた。また、平成18年中に組織・業務の見直しの結論を得ることとなる法人についても、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）等を踏まえ、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直しを進め、その内容についても可能な限り要求・要望に反映することとされた。このほか、独立行政法人等及び特殊法人の新設・改廃に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「行政改革の重要方針」、「基本方針2006」等既往の方針を踏まえて対処することとされた。

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）第11条による改正（平成20年10月1日施行）

農林水産省所管の農林漁業金融公庫と、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が統合

され、株式会社日本政策金融公庫が設置されたことに伴い、所要の規定の整備が行われた。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年政令第233号）第6条による改正（平成19年4月1日施行）

総合食料局及び同局消費流通課の事務について、所要の規定の整備が行われた。

イ 特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）附則第115条による改正（平成19年4月1日施行）

(ア) 食糧管理特別会計と農業経営基盤強化措置特別会計が統合され、食料安定供給特別会計が新設されたことに伴い、総合食料局及び同局総務課並びに経営局、同局経営政策課及び同局構造改善課の事務について、所要の規定の整備が行われた。

(イ) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計が漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に改められたことに伴い、水産庁漁政部及び同部漁業保険管理官の事務について、所要の規定の整備が行われた。

ウ 漁港漁場整備法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第172号）第4条による改正（平成19年5月30日施行）

水産庁漁港漁場整備部計画課及び同部整備課の事務について、所要の規定の整備が行われた。

エ 食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（平成19年政令第198号）附則第2条による改正（平成19年7月1日施行）

食料・農業・農村審議会の分科会が廃止されたことに伴い、所要の規定の整備が行われた。

オ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成19年政令第214号）による改正（平成19年8月1日施行）

(ア) 大臣官房

環境バイオマス政策課が新設され、環境政策課が廃止された。

(イ) 消費・安全局

総務課及び消費・安全政策課の所掌事務の変更。

(ウ) 生産局

生産技術課及び園芸課が新設され、野菜課及び

果樹花き課が廃止された。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成19年農林水産省令第28号）第10条による改正（平成19年4月1日施行）

独立行政法人農林水産消費技術センターが独立行政法人農林水産消費安全技術センターに名称変更し、独立行政法人林木育種センターが独立行政法人森林総合研究所に統合されたことに伴い、所要の規定の整備が行われた。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成19年農林水産省令第38号）による改正（平成19年4月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

- ① 総務課報道連絡調整官の廃止。
- ② 企画評価課政策研究管理官の廃止。
- ③ 秘書課給与専門官の廃止。
- ④ 文書課能率専門官の廃止。
- ⑤ 地方課事務改善専門官の廃止。
- ⑥ 環境政策課にバイオマス推進室が新設され、同課の資源循環室が廃止された。

(b) 総合食料局

- ① 総務課経理室の所掌事務が変更され、同課の決算専門官、国有財産管理官及び営繕専門官が廃止された。
- ② 食品産業企画課技術室の廃止。

(c) 消費・安全局

- ① 総務課調査官の廃止。
- ② 植物防疫課検疫対策室の所掌事務の変更。
- ③ 消費者情報官食生活改善指導官の廃止。

(d) 生産局

- ① 総務課に国際室及び生産推進室並びに生産専門官が新設され、同課の生産政策室及び生産振興推進室並びに農産調査官及び畜産調査官が廃止された。
- ② 種苗課に生産専門官及び国際専門官を新設。
- ③ 畜産部畜産企画課に畜産環境・経営安定対策室が新設され、同課の畜産環境対策室が廃止された。

- ④ 畜産部畜産振興課の生産技術室及び草地整備推進室の所掌事務の変更。

(e) 経営局

- ① 総務課調査官の廃止。
- ② 経営政策課に経営安定対策室及び経営専門官が新設され、同課の企画官が廃止された。
- ③ 構造改善課農地業務室の所掌事務の変更。
- ④ 保険課に経営専門官を新設。

(f) 農村振興局

- ① 総務課情報管理専門官の廃止。
- ② 土地改良企画課国営土地改良事業特別会計管理官の廃止。

b 専門官の新設

部局名	名 称	所掌事務
総合食料局	食品産業調整官	食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。
消費・安全局	食育推進指導官	消費者情報官のつかさどる職務のうち食育の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関するものを助ける。

(イ) 本省施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 動物医薬品検査所

- ① 企画連絡室に審査調整課を新設。
- ② 企画調整課、技術指導課及び庶務課の所掌事務の変更。

(b) 農林水産政策研究所

農林水産政策研究所に企画広報室が新設され、同研究所の企画連絡室、評価・食料政策部、地域振興政策部及び国際政策部が廃止された。

b 専門官の新設

部局名	名 称	所掌事務
農林水産政策研究所	総括上席研究官	命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策に関する

調査及び研究に関する事務を総括する。

びにかつお・まぐろ漁業に関する調査及びかつお・まぐろ漁業の監督に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

(㉞) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

① 総務部、食糧部及び生産経営流通部の所掌事務の変更。

② 各地方農政局に会計課、検査課、担い手育成課及び経営支援課が新設され、経理課、管財課、経営課及び検査指導課が廃止された。

③ 東海農政局倉庫課の廃止。

(b) 地方農政事務所

所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

(c) 事務所・事業所

筑後川下流農業水利事業所筑後南支所が廃止される等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定の整備が行われた。

(d) 北海道農政事務所

所掌事務及び内部組織等について、所要の規定の整備が行われた。

(㉟) 林野庁関係

a 組織の改正等

(a) 内部部局

林政部林政課調査官の廃止。

b 専門官の新設

部局名	名称	所掌事務
森林整備部	路網整備専門官	民有林野の林道及び作業路網の一体的な整備に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(㊱) 水産庁関係

a 組織の改正等

(a) 内部部局

- ① 漁政部漁政課調査官の廃止。
- ② 漁政部企画課首席企画官の廃止。
- ③ 資源管理部遠洋課漁港駐在官の廃止。

b 専門官の新設

部局名	名称	所掌事務
資源管理部	まぐろ資源検査官	漁港に駐在して、まぐろ資源に関する検査に関する事務並

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成19年農林水産省令第63号）による改正（平成19年8月1日施行）

(㉟) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 消費・安全局

① 総務課食品安全危機管理官の廃止。

② 消費・安全政策課に食品安全危機管理官を新設。

(b) 生産局

① 農産振興課の環境保全型農業対策室の所掌事務が変更され、技術対策室が廃止された。

② 生産技術課に資材対策室及び生産専門官を新設。

③ 園芸課に流通加工対策室及び花き産業振興室並びに野菜需給調整官及び生産専門官を新設。

④ 野菜課の流通加工対策室並びに野菜需給調整官及び生産専門官の廃止。

⑤ 果樹花き課の花き対策室及び生産専門官の廃止。

⑥ 畜産振興課に畜産技術室が新設され、同課の生産技術室が廃止された。

(c) 農村振興局

① 農地整備課に農地・水・環境保全対策室を新設。

② 地域整備課に農村整備推進室及び中山間整備推進室が新設され、同課の総合整備事業推進室、集落排水・地域資源循環室及び中山間整備事業推進室が廃止された。

(㊱) 本省地方支分部局関係

a 組織改正等

(a) 地方農政局

担い手育成課、構造改善課、農地整備課及び地域整備課の所掌事務の変更。

エ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成19年農林水産省令第74号）による改正（平成19年10月1日施行）

(ア) 本省地方支分部局関係

a 専門官の新設

北陸農政局生産経営流通部農産課に環境保全型農業専門官を新設。

(イ) 林野庁関係

a 組織の改正等

屋久島森林管理署業務課の所掌事務の変更。

オ 市町村の廃置分合関係

市町村の廃置分合に伴い、統計・情報センター及び森林管理署の名称、位置及び管轄区域について所要の改正が行われた（平成19年農林水産省令第38号・第74号・第90号）

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月4日閣議決定）、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）及び「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（平成18年6月30日閣議決定）に基づき、定員の合理化及び配置転換等が行われる一方、定員増については、政府全体を通じた一層の純減の確保という厳しい状況の下であるが、農林水産省において124人の新規増が認められたほか、内部振替による増減が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	22,830人	21,704人	△1,126人
林 野 庁	518人	506人	△ 12人
水 産 庁	953人	940人	△ 13人
計	24,301人	23,150人	△1,151人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	5,133人	5,041人	△ 92人
計	5,133人	5,041人	△ 92人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成19年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成19年政令第132号）

イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成19年農林水産省令第33号）